教 職 第 ３ １ ２ 号
教 学 第 ６ ０ ９ 号
教 特 第 １ ５ １ 号
教 体 第 ２ １ ８ 号
令和３年８月27日

各 県 立 学 校 長 殿

教　職　員　課　長
学　校　教　育　課　長
特別支援教育推進室長
保　健　体　育　課　長

県立高等学校等における夏期休業の延長について（通知）

この度、奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布・施行することとなり、公布・施行日以降、令和３年度の県立中・高等学校及び高等養護学校における夏期休業日が、「七月二十一日から八月三十一日まで」から「七月二十一日から九月十二日まで」に変更されます。

ついては、この改正が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、感染拡大期における接触低減を図るために行うことの趣旨を踏まえ、令和３年８月30日から令和３年９月12日までの間（以下、「当該期間」という。）の教育活動等について、下記の点に留意いただくようお願いします。

また、引き続き感染防止対策を徹底する必要があることから、各学校においては本日付けで改訂した「新型コロナウイルス感染症にかかる学校教育活動に関するガイドライン」の内容を踏まえ、引き続き感染症防止対策を徹底していただくようお願いします。

記

１　当該期間中の教育活動等は、原則として延期すること。ただし、延期が困難で当該期間中に実施することがやむを得ない活動で、以下に示す活動の実施は妨げない。
・就職希望生徒に対する指導や、進学志望生徒への説明会など、進路指導の実施
・外部施設での実習や公的な検定等への参加や部活動の公式試合への参加など、公的な行事への参加（１週間程度の事前指導、練習を含む。）
・その他、当該期間中に実施する必要があると、校長が認めた活動

２　今回の休業延長の趣旨が、接触低減を図るためのものであることを踏まえ、生徒に不要不急の外出を控えるよう当該期間中において、オンラインを活用したホームルームや面談などを実施することにより、生徒の状況把握に努めること。

３　当該期間中に実施を予定していた教育実習は原則延期すること。

４　当該期間中の生徒の自主的な学習を支援するため、オンラインにより課題の提示・回収を行うなど、生徒の学習意欲の喚起につながる取組を実施すること。
　なお、当該期間終了後の課業日においても、分散登校等の措置が必要な場合も考えられることから、オンラインを活用した指導方法について検討を行うこと。

５　特別支援学校（高等養護学校を除く。）においては、夏期休業の延長は実施しないが、地域等の感染状況によっては、分散登校等の措置が必要な場合も考えられることから、オンライン等を活用した指導方法について検討を行うこと。

別添１　新型コロナウイルス感染症にかかる学校教育活動に関するガイドライン（令和３年８月27日改訂）

別添２　新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための県立高等学校等における夏期休業の延長について

教職員課　県立人事係
TEL 0742-27-9846
学校教育課　高校教育第二係
TEL 0742-27-9853
特別支援教育推進室　指導係
TEL 0742-27-9856
保健体育課　健康・安全教育係
TEL 0742-27-9862